

『テナント保険（ビジネスパートナー）』
普通保険約款

目次	
第1章 用語の定義	
第1条（用語の定義）	09
第2章 什器備品補償条項	
第2条（保険の対象の範囲）	10
第3条（保険金をお支払いする場合）	10
第4条（お支払いする保険金の額）	11
第5条（保険金の合計支払限度額）	11
第6条（保険金をお支払いしない場合）	11
第3章 修理費用補償条項	
第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）	12
第8条（お支払いする修理費用保険金の額）	12
第9条（修理費用保険金をお支払いしない場合）	12
第4章 賠償責任補償条項	
第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）	12
第11条（賠償責任保険金の支払範囲）	13
第12条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）	13
第13条（賠償責任保険金をお支払いしない場合）	13
第14条（先取特権）	13
第5章 共通条項	
第15条（保険期間）	14
第16条（ご契約時の告知義務）	14
第17条（ご契約後の通知義務）	14
第18条（保険契約の無効）	14
第19条（保険契約者による保険契約の解約）	14
第20条（保険契約の失効）	14
第21条（保険契約の取消）	14
第22条（什器備品保険金額の調整）	14
第23条（重大事由による解除）	14
第24条（保険契約解除の効力）	15
第25条（保険料の払込）	15
第26条（保険料の返還）	15
第27条（保険金の削減払い、保険料の増額または保険金額の減額）	15
第28条（保険契約の更新）	15
第29条（事故の発生）	15
第30条（損害防止義務および損害防止費用）	16
第31条（保険金の請求）	16
第32条（保険金をお支払いする時期）	16
第33条（残存物および盗難品の所有権）	16
第34条（保険金お支払い後の保険契約）	17
第35条（損害発生後の保険の対象の滅失）	17
第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）	17
第37条（保険金請求権の行使期限）	17
第38条（代位）	17
第39条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）	17
第40条（保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則）	17
第41条（訴訟の提起）	17
第42条（準拠法）	17

第1章 用語の定義		
第1条（用語の定義） この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りでありません。		
用 語	定 義	
当 会 社	この保険契約の引受保険業者をいいます。	
保 険 契 約 者	当会社にこの保険契約の申込をする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。	
被 保 険 者	借用施設を使用する保険証券記載の者をいいます。	
借 用 施 設	賃貸借契約書等において、被保険者が日本国内で「事業用」として借用した保険証券記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。ただし、建物または戸室が、事業の用に供されている部分と専ら居住の用に供されている部分（事業用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます。）から構成されている場合には、専ら居住の用に供されている部分については、借用施設とはみなしません。	
什 器 備 品	業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいい、商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物は含みません。	
保 険 証 券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。	
更 新 証	保険契約を更新した際に、新たに保険証券を発行しないで保険証券に代わるものとして、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。	
保 険 期 間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。	
保 険 の 対 象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。	
保 険 金 額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。	
什 器 備 品 保 険 金 額	保険証券に記載の什器備品補償の保険金額をいいます。	
修 理 費 用 保 険 金 額	保険証券に記載の修理費用補償の保険金額をいいます。	
借 家 人 賠 償 責 任 保 険 金 額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。	
施設賠償責任保 険 金 額	保険証券に記載の施設賠償責任補償の保険金額をいいます。	
保 険 金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、什器備品保険金、盗難保険金、通貨等盗難保険金、残存物片付け費用保険金、仮テナント費用保険金、商品等被害時見舞金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。	
賠 償 責 任 保 険 金	借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。	
再 調 達 価 額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。	

保 険 の 対 象 に 生 じ た 損 害	保険の対象に生じた滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。	
財 物	財産的価値を有する有体物をいい、データー、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらの権利等の財産権を含みません。	
財 物 の 損 壊	財物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。	
身 体 の 障 害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。	
貸 主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。	
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。	
雪 災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。	
風 災	台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。	
水 災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。	
床 上 浸 水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。	
給 排 水 設 備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。	
暴 動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	
盗 難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	
預 貯 金 証 書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。	
航 空 機	航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等をいい、ドローン、ラジコン機等の遠隔操作または自動操縦により無人で飛行させることができるもの（重量が200グラム未満のものは除きます。）を含みます。	
告 知 事 項	危険（損害発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項およびこの保険契約の引受範囲の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書において告知事項である旨の印（★）が付された事項とし、次の事項等をいいます。 (1)借用施設の所在地 (2)借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類（以下「業種」といいます。） (3)借用施設の専有面積 (4)保険契約者の氏名または名称 (5)被保険者の氏名または名称 (6)この保険と支払事由を同じくする他の保険契約等の有無	
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。	
借用施設の半損	事故による借用施設を収容する建物の主要構造部の損害が再調達価額の20％以上となったときまたは焼失もしくは流出した部分の床面積の割合が20％以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明または当会社の使用する保険事故鑑定人の調査を基に判定します。	

反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
--------	--

第2章 什器備品補償条項

第2条（保険の対象の範囲）
保険の対象の範囲は、借用施設に収容され、かつ、被保険者の所有する什器備品とします。ただし、次に掲げる物は保険の対象に含まれません。
(1)生活用の動産
(2)商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
(3)リースしている事業用動産
(4)船舶（ヨット、モーターボート、ボート、カヌーを含みます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車（50cc以下）を除きます。）ならびにこれらの付属品および積載物
(5)通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物
(6)カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物
(7)高額什器備品（1個・1組の再調達価額が100万円を超える物をいいます。）
(8)義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
(9)動物、植物等の生物
(10)稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
(11)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等
(12)屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類（外壁に固定されたネオンサイン装置、電光掲示板その他の電飾装置を含みます。以下、同様とします。）は保険の対象に含まます。
(13)屋外に設置された自動販売機、コインゲーム、両替機その他これらに類する物
(14)楽器、食品、薬品類その他これらに類する物
(15)建物の一部と見なされる造作設備（天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁をいいます。）を。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含まます。

第3条（保険金をお支払いする場合）
1（什器備品保険金）
当会社は、次の各号のいずれかの事故によって保険の対象に生じた損害に対して、什器備品保険金をお支払いします。
(1)火災
(2)落雷
(3)破裂または爆発
(4)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
(5)風災、ひょう災、雪災。ただし、借用施設またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
(6)建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
(7)水災。ただし、借用施設が床上浸水または地盤面から45cm以上の浸水を被った場合に限ります。
2（盗難保険金）
当会社は、盗難によって保険の対象に生じた損害に対して、盗難

保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をした場合に限りです。

3（通貨等盗難保険金）

当会社は、前条（５）の規定にかかわらず、借用施設内において業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、通貨等盗難保険金をお支払いします。ただし、次に掲げる事実の全てがあったことを条件とします。

- （１）被保険者が、盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。
- （２）預貯金証書の盗難の場合には、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- （３）預貯金証書の盗難の場合には、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- 4（残存物片付け費用保険金）
当会社は、第１項（什器備品保険金）の什器備品保険金支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取り壊し、清掃および運搬をするための費用（以下「残存物片付け費用」といいます。）に対して、残存物片付け費用保険金をお支払いします。
- 5（仮テナント費用保険金）
当会社は、第１項（什器備品保険金）、第２項（盗難保険金）、第３項（通貨等盗難保険金）が支払われる場合において、借用施設が半損以上となったときは、仮テナントを賃借する費用に対して、仮テナント費用保険金をお支払いします。ただし、仮テナント費用の範囲は、損害が発生したときから１か月以内に発生した、次に掲げるものに限りです。

- （１）新たな施設を賃借するために発生した賃料、礼金（敷金、保証金など、将来返還される性質を有するものを除きます。）および仲介手数料
- （２）事故のあった借用施設から、新たに賃借する施設へ保険の対象を運送するために発生した費用（運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限りです。）
- 6（商品等被害時見舞金）
当会社は、前条（２）の規定にかかわらず、被保険者が所有する商品等（商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物をいいます。）が借用施設内において第１項の（１）から（７）までの事故により、１回の事故につき合計で10万円以上の損害を被った場合に、商品等被害時見舞金をお支払いします。

第４条（お支払いする保険金の額）

1（什器備品保険金）

当会社は、事故の種類に応じて次表の額を前条第１項の什器備品保険金としてお支払いします。

事故の種類	什器備品保険金の支払額
前条第１項（1）から（6）までの事故	1回の事故につき什器備品保険金額を限度として、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額 ただし、保険の対象のうち、外壁固定型看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円を限度
前条第１項（7）の事故	1回の事故につき什器備品保険金額の5％に相当する額

2（盗難保険金）

当会社は、次の各号によって計算された額を、第３条（保険金をお支払いする場合）第２項の盗難保険金として、お支払いします。

- （１）１回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額。ただし、保険の対象のうち、外壁固定型看板類に生じた損害に対しては、１回の事故につき10万円を限度とします。
- （２）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（１）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。

3（通貨等盗難保険金）

当会社は、次の各号によって計算された額を、第３条（保険金をお支払いする場合）第３項の通貨等盗難保険金として、お支払いします。

- （１）通貨の盗難の場合には、１回の事故につき20万円を限度とし、その損害の額
- （２）預貯金証書の盗難の場合には、１回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額
- 4（残存物片付け費用保険金）
当会社は、１回の事故につき第３条（保険金をお支払いする場合）第１項（什器備品保険金）の什器備品保険金の10％に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額を、第３条（保険金をお支払いする場合）第４項の残存物片付け費用保険金としてお支払いします。
- 5（仮テナント費用保険金）
当会社は、30万円または損害が発生した借用施設の月額賃料の３か月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額を第３条（保険金をお支払いする場合）第５項の仮テナント費用保険金としてお支払いします。
- 6（商品等被害時見舞金）
当会社は、１回の事故につき10万円を第３条（保険金をお支払いする場合）第６項の商品等被害時見舞金としてお支払いします。

第５条（保険金の合計支払限度額）

- 1 前条第１項から第６項までの各項により計算された保険金の支払額、第３章第８条（お支払いする修理費用保険金の額）の規定による修理費用保険の支払額および第４章第12条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）の規定による賠償責任保険金の支払額の合計額が１回の事故につき1,000万円を超える場合においても、当会社がお支払いする保険金は1,000万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、同一の事故に対して支払う保険金に賠償責任保険金とその他の保険金が存在する場合には、当会社は、賠償責任保険金を優先してお支払いします。また、賠償責任保険金の中で支払優先順位および賠償責任保険金以外の保険金の中で支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。

第６条（保険金をお支払いしない場合）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、第３条（保険金をお支払いする場合）第１項から第６項までの保険金をお支払いしません。
- （１）保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- （２）（１）に該当する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- （３）保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害

- （４）保険の対象の紛失または置き忘れ
- （５）第３条（保険金をお支払いする場合）第１項（１）から（７）までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- （６）保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車（50cc以下）が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外壁固定型看板類に生じた損害を除きます。
- （７）保険の対象が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害
- （８）保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害
- （９）雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第３条（保険金をお支払いする場合）第１項（５）の事故による場合を除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、第３条（保険金をお支払いする場合）第１項から第６項までの保険金をお支払いしません。

- （１）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動
- （２）地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- （３）核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （４）（３）以外の放射線照射または放射能汚染

第３章 修理費用補償条項

第７条（修理費用保険金をお支払いする場合）

借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者（被保険者が個人の場合において被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用（借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限りです。）に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、第４章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

- （１）次の事故による借用施設の損害
- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発
- ④風災、ひょう災、雪災。ただし、借用施設またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損した損害および直接破損したために生じた損害に限りです。
- ⑤建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
- ⑥盗難
- （２）凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害
- （３）借用施設の窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。）の熱割れ（日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。）による損害

第８条（お支払いする修理費用保険金の額）

- 1 当会社が、前条の修理費用保険金としてお支払いする額は、被保険者が実際に負担した修理費用の額とし、次の額を限度とします。

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
前条(1)の損害	修理費用保険金額
前条(2)の損害	10万円
前条(3)の損害	30万円

- 2 前項の規定にかかわらず、修理費用保険金には、第５条（保険金の合計支払限度額）に規定する、１回の事故あたりの他の保険金との合計支払限度額が適用されます。

第９条（修理費用保険金をお支払いしない場合）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。
- （１）保険契約者、被保険者、借用施設の貸主またはこれらの者の代理人（保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- （２）（１）に該当する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

- またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- （３）借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- （４）保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- （５）自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
- （６）雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第７条（修理費用保険金をお支払いする場合）（１）④の損害に該当する場合を除きます。

- 2 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。

- （１）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動
- （２）地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- （３）核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （４）（３）以外の放射線照射または放射能汚染
- 3 当会社は、次のいずれかに該当する修理費用に対しては、第７条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金をお支払いしません。

- （１）被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- （２）被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用
- 4 当会社は、次のいずれかの物の修理費用に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。
- （１）壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- （２）借用施設に設置された感知器類
- （３）玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借用施設が属する建物において共同の利用に供される物
- （４）借用施設が属する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備（第７条（修理費用保険金をお支払いする場合）（２）の損害に該当する場合を除きます。）、雨どいその他これらに類する物

第４章 賠償責任補償条項

第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金をお支払いします。

1（借家人賠償責任保険金）

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により借用施設が損壊した場合において、その借用施設の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任

- （１）火災
- （２）破裂または爆発
- （３）給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- （４）（３）以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- 2（施設賠償責任保険金）
日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任
- （１）借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故
- （２）借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

第11条（賠償責任保険金の支払範囲）

- 当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- （１）被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。）
- （２）損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁、および示談交渉に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- （３）被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- （４）第30条（損害防止義務および損害防止費用）の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- （５）第29条（事故の発生）第6項（２）および同条第7項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- （６）損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

第12条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）

- 1 当会社が支払う賠償責任保険金の支払額は次表のとおりとします。

保 険 金	支 払 額
借家人賠償責任保険金	1回の事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額
施設賠償責任保険金	1回の事故につき施設賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金には、第5条（保険金の合計支払限度額）に規定する、1回の事故あたりの他の保険金との合計支払限度額が適用されます。

第13条（賠償責任保険金をお支払いしない場合）

- 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害、またはいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金をお支払いしません。
- （１）借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金共通
- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②保険金を受け取る者の故意
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- ⑥⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （２）借家人賠償責任保険金
- ①被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任

- ②被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ③借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任
- （３）施設賠償責任保険金
- ①保険契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ②借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③借用施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ④被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- ⑥被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
- ⑨洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任
- ⑩排水または排気（液体、煙・蒸気・じんあい等の気体または固体の排出、流出または溢出をいいます。）に起因する損害賠償責任
- ⑪屋根、扉、窓、通気筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任保険
- ⑫被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の次の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
- ア.人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案
- イ.医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
- ⑬被保険者またはその使用人が行った次のいずれかに該当する行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任
- ア.あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、カイロプラクティックまたは柔道整復等
- イ.身体の整形
- ウ.調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウェーブ、結髪、化粧、エステ等の美容
- ⑭被保険者が、建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任
- ⑮弁護士、司法書士、行政書士、会計士、税理士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- ⑯ＬＰガスの販売業務の遂行（ＬＰガスの製造・貯蔵・充てん・移動・ＬＰガス容器や器具の販売・貸与・取付け・取替え・配管・点検・修理等、ＬＰガスの販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害賠償責任
- ⑰被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑱仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しとします。）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任

第14条（先取特権）

- 1 第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）に規定する事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。
- 2 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払いを行うものとします。
- （１）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （２）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求

- 権者に支払う場合
- （３）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- （４）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- 3 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前項（３）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項（１）または（４）の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第5章 共通条項

第15条（保険期間）

- 1 保険期間は、保険証券記載の保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、保険証券記載の保険期間の満了日の24時に終わります。
- 2 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第16条（ご契約時の告知義務）

- 1 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項のうち、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- （１）前項の事実がなくなった場合
- （２）当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- （３）保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めることに限り、これを承認するものとします。
- （４）当会社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- 4 第2項の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
- 5 前項の規定は、第2項の事実に基づかず発生した損害については適用しません。

第17条（ご契約後の通知義務）

- 1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社所定の書面にて当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- （１）借用施設の用途または業種を変更した場合
- （２）被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
- （３）保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
- （４）前（１）から（３）までのほか、告知事項の内容に変更が生じた場合
- 2 当会社は、前項（１）の事実がある場合において、借用施設の

- 用途または業種が当会社の定める引受範囲外となったときは、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 4 第1項（２）の場合において、保険契約者が借用施設の変更を申し出て、当会社がそれを承認した場合には、変更前の借用施設（以下、「変更前借用施設」といいます。）と変更後の借用施設（以下、「変更後借用施設」といいます。）の賃貸借契約等の契約期間が重複している間に限り、1か月間を限度として、変更前借用施設と変更後借用施設の両方をこの保険契約における借用施設として取り扱います。

第18条（保険契約の無効）

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第19条（保険契約者による保険契約の解約）

- 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

第20条（保険契約の失効）

- 保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

第21条（保険契約の取消）

- 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第22条（什器備品保険金額の調整）

- 1 保険契約締結の際、什器備品保険金額が保険の対象の再調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、什器備品保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

第23条（重大事由による解除）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （１）保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- （２）被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いまはは行おうとしたこと。
- （３）保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
- ①反社会的勢力に該当すると認められること。
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- （４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、（１）から（３）までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- ２ 当会社は、被保険者が前項（３）①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合に解除する部分は、前項（３）①から⑤までに該当する被保険者に係る部分に限り、前項（３）①から⑤までに保険契約者が該当する場合を除きます。）を解除することができます。
- ３ 前２項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第１項（１）から（４）までの事由または前項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ４ 保険契約者または被保険者が第１項（３）①から⑤までのいずれかに該当することにより第１項または第２項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- （１）第１項（３）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- （２）第１項（３）①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第24条（保険契約解除の効力）
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 第25条（保険料の払込）**
- １ 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- ２ 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険期間の初日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ３ 保険契約者が金融機関口座への振込により保険料を支払った場合には、当会社または代理店の口座へ着金した時をもって領収とします。

- 第26条（保険料の返還）**
- １ 当会社は、第16条（ご契約時の告知義務）第２項の規定、第17条（ご契約後の通知義務）第２項の規定または第23条（重大事由による解除）第１項および第２項の規定により保険契約が解除された場合、第19条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約が解約された場合および第20条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、次の算式により算出した額を、保険契約者に返還します。
- 返還保険料＝[保険料×(1－0.25)]÷保険期間月数×未経過月数
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、１か月に満たない日数は切り捨てます。
- ２ 当会社は、第18条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合には保険料を返還しません。
- ３ 第21条（保険契約の取消）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- ４ 第22条（什器備品保険金額の調整）第１項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、次の算式により算出した額を返還します。
- 返還保険料＝（現在の保険料）－（減額後の什器備品保険金額に相当する保険料）
- ５ 第22条（什器備品保険金額の調整）第２項の規定により、保険契約者が什器備品保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料＝〔（現在の保険料）－（減額後の什器備品保険金額に相当する保険料）〕÷保険期間月数×未経過月数
未経過月数の計算は、１か月に満たない日数は切り捨てます。

- 第27条（保険金の削減払い、保険料の増額または保険金額の減額）**
- １ 当会社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- ２ 当会社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- ３ 第１項および第２項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

- 第28条（保険契約の更新）**
- １ 当会社は、この保険契約を更新する際には、保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）を保険契約者に送付します。
- ２ 保険期間の満了日までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
- ３ 保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。
- ４ 前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
- ５ 前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まなかった場合には、第２項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
- ６ 更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。
- ７ 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、更新証を保険契約者に送付します。
- ８ 従前の保険証券と前項の更新証をもって、更新後の保険証券に代えます。
- ９ 当会社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 10 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の保険期間の初日における当会社の保険料の算出方法により計算します。
- 11 更新契約に適用する普通保険約款および特約は、各更新契約の保険期間の初日におけるものとします。
- 12 当会社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
- 13 当会社は、第９項および前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

- 第29条（事故の発生）**
- １ 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- ２ 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- ３ 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- ４ 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

- ５ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前第１項から第４項までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、第１項または第２項の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第３項の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、第４項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
- ６ 当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
- （１）保険の対象、借用施設、建物または敷地内を調査すること。
- （２）当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。
- ７ 前項（２）の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

- 第30条（損害防止義務および損害防止費用）**
- １ 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- ２ 当会社は、第１項の場合において、保険契約者または被保険者が、第３条（保険金をお支払いする場合）に該当する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下、「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第６条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- （１）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- （２）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
- （３）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。
- ３ 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第１項の義務を怠ったときは、当会社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたとして認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- ４ 第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、第２項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「保険契約者または被保険者が負担した損害防止費用の額」と読み替えるものとします。
- ５ 当会社は、第２項の負担金を含め、第３条（保険金をお支払いする場合）第１項から第６項までの保険金、第７条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金および第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金が１回の事故に対して重複して支払われる場合、その合計限度額は1000万円とします。

- 第31条（保険金の請求）**
- １ 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- ２ 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- （１）保険証券
- （２）事故（盗難）報告書
- （３）被害品明細書
- （４）保険金請求書
- （５）調査の同意書
- （６）保険金受取人の印鑑証明書
- （７）賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求

- 権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- （８）その他、当会社が第32条（保険金をお支払いする時期）第１項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの
- ３ 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第２項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ４ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第３項の規定に違反した場合または第２項もしくは第３項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

- 第32条（保険金をお支払いする時期）**
- １ 当会社は、被保険者が前条第２項の手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- （１）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- （２）保険金を支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金を支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- （３）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- （４）保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- （５）前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- ２ 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- （１）第１項（１）から（４）までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- （２）第１項（１）から（４）までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- （３）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第１項各号の事項の確認のための調査 60日
- （４）第１項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ３ 第１項または第２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第１項または第２項の期間に算入しないものとします。
- ４ 当会社は、第１項または第２項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

- 第33条（残存物および盗難品の所有権）**
- １ 当会社が第３条（保険金をお支払いする場合）の保険金をお支払いしたときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、

当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。

2 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いする前にその保険の対象が回収されたときは、保険の対象の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。

3 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いしたときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険の対象の再調達価額に対する保険金の割合によって、当会社に移転します。

4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払いを受けた盗難保険金に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第34条（保険金お支払い後の保険契約）

1 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の什器備品保険金の支払額が1回の事故につき、什器備品保険金額に達した場合には、この保険契約は、その什器備品保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

2 前項の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

3 第1項の場合を除き、この保険契約の保険金額（什器備品保険金額、修理費用保険金額、借家人賠償責任保険金額および施設賠償責任保険金額をいいます。）は減額されません。

第35条（損害発生後の保険の対象の減失）

当会社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる保険の対象が、当該損害の発生後に、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故によらずに減失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

1 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。）の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支 払 保 険 金 の 額
(1) 他の保険契約等から保険金または共済金を支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2) 他の保険契約等から保険金または共済金を支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

3 第1項の場合において、第3条（保険金をお支払いする場合）第4項の残存物片づけ費用保険金につき、他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の什器備品保険金の額は、第1項および前項の規定を適用して算出した額とします。

第37条（保険金請求権の行使期限）

保険金の請求権は、請求権が生じた日（第31条（保険金の請求）第1項に定める時が属する日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過した場合には、時効によって消滅します。

第38条（代位）

1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1） 当会社が損害の額を全部を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

（2） 前（1）以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金を支払われていない

損害の額を差し引いた額

- 2 前項（2）の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第39条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）

- 1 この保険について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの普通保険約款およびこれに付帯される特約に関する義務を負うものとします。

第40条（保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則）

当会社は、書面による保険証券および更新証の交付を行わないことについて、保険契約者の同意が得られた場合には、保険証券および更新証の発行を省略し、当会社のウェブサイト上の保険契約者専用ページに、この保険契約の内容として表示した事項を保険証券および更新証の記載事項とみなして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

第41条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第42条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

【別表】 他の保険契約等がある場合の支払限度額（第36条関係）			
	保険金の種類	支払限度額 （この保険契約と他の保険契約等の合計限度額）	
1	第3条第1項の 什器備品保険金	損害の額	
2	第3条第2項の 盗 難 保 険 金	損害の額	
3	第3条第3項の 通 貨 等 盗 難 保 険 金	通貨の 盗 難	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		預貯金 証書の 盗 難	1回の事故につき、50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
4	第3条第4項の 残 存 物 片 づ け 費 用 保 険 金	残存物の片づけに必要な費用の額	
5	第3条第5項の 仮テナント費用 保 険 金	仮テナント費用の額	
6	第3条第6項の 商 品 等 被 害 時 見 舞 金	損害の額	
7	第7条の修理 費 用 保 険 金	修理費用の額	
8	第10条の借家人 賠償責任保険金	損害の額	
9	第10条の施設 賠償責任保険金	損害の額	

『テナント保険（ビジネスパートナー）』
特 約 集

目 次

・被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の	
支払限度額に関する特約	18
・保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	18
・保険料のクレジットカード払いに関する特約	18
・保険料の口座振替払いに関する特約	19

被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の
支払限度額に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
被保険者を同一とする保険契約	この特約が付帯された保険契約と被保険者が同一である当会社の「テナント保険」の保険契約をいいます。

第2条（特約の適用）

この特約は、被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合に適用します。

第3条（同一被保険者に対する1事故あたりの支払限度額）

- 1 この特約が付帯された場合には、被保険者を同一とする複数の保険契約の保険金額の合計額が1,000万円を超える場合には、保険金額の合計額を1,000万円とみなします。これにより、この特約が無いものとして算出した被保険者を同一とする各々の保険契約の1回の事故に対して支払われるべき保険金の合計額が1,000万円を超える場合でも、当会社がお支払いする保険金の合計額は、普通保険約款の規定にかかわらず、1回の事故あたり1,000万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、同一の事故に対して支払う保険金に賠償責任保険金とその他の保険金が存在する場合には、当会社は、賠償責任保険金を優先してお支払いします。また、賠償責任保険金の中での支払優先順位および賠償責任保険金以外の保険金の中での支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。
- 3 第1項の場合において、同一の事故に対して保険金が支払われる複数の保険契約の中に、当該事故に対して保険金を支払うことにより普通保険約款第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項に規定する保険契約の終了事由に該当する保険契約と保険契約の終了事由に該当しない保険契約がある場合には、保険契約の終了事由に該当しない保険契約の保険金を優先してお支払いします。

第4条（特約の中途付加および中途解約）

この特約は、保険契約の締結と同時に付加するものとし、保険期間の途中における付加および特約のみの解約を行うことはできません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
提 携 コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

第3条（保険料の払込）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。
- 2 前項の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のクレジットカード払いに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会 員 規 約 等	クレジットカードの使用権者とクレジットカード会社との間で締結されている会員規約等をいいます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレ

ジットカード払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限りま

第3条（保険料の払込み）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2 前項の規定は、当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領取できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 前項の当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領取できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の口座振替払いに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	テナント保険普通保険約款をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指 定 口 座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社が定める日をいいます。

第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として口座振替払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限りま

（1）保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されて

いること。

（2）保険契約締結の際、当社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

第3条（保険料の払込み）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとしま
- 2 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- 3 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。
- 4 第1項および第3項の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

解約返戻金表

単位：円

飲食店		什器保険金額	未経過月数											
保険期間	保険料	未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2年	42,000円	105万円	1,320	2,630	3,940	5,250	6,570	7,880	9,190	10,500	11,820	13,130	14,440	15,750
	45,000円	156万円	1,410	2,820	4,220	5,630	7,040	8,440	9,850	11,250	12,660	14,070	15,470	16,880
	50,000円	240万円	1,570	3,130	4,690	6,250	7,820	9,380	10,940	12,500	14,070	15,630	17,190	18,750
	60,000円	410万円	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250	13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	22,500
	70,000円	579万円	2,190	4,380	6,570	8,750	10,940	13,130	15,320	17,500	19,690	21,880	24,070	26,250
	80,000円	748万円	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500	25,000	27,500	30,000
		未経過月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	42,000円	105万円	17,070	18,380	19,690	21,000	22,320	23,630	24,940	26,250	27,570	28,880	30,190	0
	45,000円	156万円	18,290	19,690	21,100	22,500	23,910	25,320	26,720	28,130	29,540	30,940	32,350	0
	50,000円	240万円	20,320	21,880	23,440	25,000	26,570	28,130	29,690	31,250	32,820	34,380	35,940	0
	60,000円	410万円	24,380	26,250	28,130	30,000	31,880	33,750	35,630	37,500	39,380	41,250	43,130	0
	70,000円	579万円	28,440	30,630	32,820	35,000	37,190	39,380	41,570	43,750	45,940	48,130	50,320	0
	80,000円	748万円	32,500	35,000	37,500	40,000	42,500	45,000	47,500	50,000	52,500	55,000	57,500	0
1年		未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	23,000円	116万円	1,440	2,880	4,320	5,750	7,190	8,630	10,070	11,500	12,940	14,380	15,820	0
	25,000円	184万円	1,570	3,130	4,690	6,250	7,820	9,380	10,940	12,500	14,070	15,630	17,190	0
	30,000円	353万円	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250	13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	0
	35,000円	522万円	2,190	4,380	6,570	8,750	10,940	13,130	15,320	17,500	19,690	21,880	24,070	0
	40,000円	691万円	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500	25,000	27,500	0
	45,000円	861万円	2,820	5,630	8,440	11,250	14,070	16,880	19,690	22,500	25,320	28,130	30,940	0

事務所・物販店		什器保険金額	未経過月数											
保険期間	保険料	未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2年	12,000円	101万円	380	750	1,130	1,500	1,880	2,250	2,630	3,000	3,380	3,750	4,130	4,500
	15,000円	229万円	470	940	1,410	1,880	2,350	2,820	3,290	3,750	4,220	4,690	5,160	5,630
	17,000円	314万円	540	1,070	1,600	2,130	2,660	3,190	3,720	4,250	4,790	5,320	5,850	6,380
	20,000円	442万円	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750	4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	7,500
	25,000円	655万円	790	1,570	2,350	3,130	3,910	4,690	5,470	6,250	7,040	7,820	8,600	9,380
	30,000円	868万円	940	1,880	2,820	3,750	4,690	5,630	6,570	7,500	8,440	9,380	10,320	11,250
		未経過月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	12,000円	101万円	4,880	5,250	5,630	6,000	6,380	6,750	7,130	7,500	7,880	8,250	8,630	0
	15,000円	229万円	6,100	6,570	7,040	7,500	7,970	8,440	8,910	9,380	9,850	10,320	10,790	0
	17,000円	314万円	6,910	7,440	7,970	8,500	9,040	9,570	10,100	10,630	11,160	11,690	12,220	0
	20,000円	442万円	8,130	8,750	9,380	10,000	10,630	11,250	11,880	12,500	13,130	13,750	14,380	0
	25,000円	655万円	10,160	10,940	11,720	12,500	13,290	14,070	14,850	15,630	16,410	17,190	17,970	0
	30,000円	868万円	12,190	13,130	14,070	15,000	15,940	16,880	17,820	18,750	19,690	20,630	21,570	0
1年		未経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	8,000円	130万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	0
	10,000円	300万円	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750	4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	0
	12,000円	470万円	750	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500	5,250	6,000	6,750	7,500	8,250	0
	14,000円	641万円	880	1,750	2,630	3,500	4,380	5,250	6,130	7,000	7,880	8,750	9,630	0
	16,000円	811万円	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	0
	18,000円	982万円	1,130	2,250	3,380	4,500	5,630	6,750	7,880	9,000	10,130	11,250	12,380	0